

令和3年6月16日 生活環境委員会 議事録
9時59分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 北地 範久

副委員長 日域 究

委員 細川 雅子、藤川 和弘、原田 孝徳、中川 智之、賀屋 幸治、
和田 芳弘

○欠席委員 なし

○北地委員長 皆さんおはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思えます。

市長。

○入山市長 生活環境委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○北地委員長 ありがとうございます。

議事に入る前に、委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員の皆様には、会議規則の規定では、質疑は3回までとなっておりますので、御協力をお願い申し上げますとともに、限られた時間の中ですので、再質問等のないように、執行部の皆様にも簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

答弁をされる場合は委員長が職名の指名をいたしますが、職名の指名がなかった場合は課名と職名、氏名を名乗ってから答弁していただきますように、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第1、議案第41号大竹市上下水道料金審議会条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

上下水道局長。

○古賀上下水道局長 担当のほうから補足説明を少しさせていただければと思えます。よろしくお願いいたします。

○北地委員長 小田課長。

○小田上下水道局業務課長 少し補足的な説明をさせていただきます。

現時点での審議会を含む料金改定の大まかなスケジュールですが、審議会は今年度2回、来年度上半期2回程度開催したいと考えております。

審議内容は料金体系を含む上下水道料金のことになります。審議会で審議した後、令和4年9月議会に料金改定案を議案として提出していきたいと考えております。周知期間を

置いて、令和5年4月検針分、令和5年2月及び3月使用分から適用していきたいと考えております。

議会へは審議会当初と中間に状況を報告し、意見を伺いたいと考えております。あわせて、県用水の協議も令和4年9月まで行いたいと考えているところです。

以上で補足説明を終わります。

○北地委員長 ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりますので発言を許可します。

挙手をお願いいたします。

賀屋委員。

○賀屋委員 おはようございます。通告を出させていただいてますので、それに沿って質疑をしたいと思います。

まず、審議会の設置の必要性について主に聞いてみたいと思うんですけども、理由としては、この料金の改定のための審議会の設置ということにはなっていますけれども、今まで料金改定そのものについては、広島県の水道広域連携の話が3年ぐらい前から進めていまして、そのことについて連携するのか、それとも単独でいくのかということで、随分調査なり、協議なりしてきていると思うんですが、その都度報告も議会のほうにはしていただいて、そのことによって去年の8月、大体の、県が示した、統合したときの、大竹市が今後、令和30年度における水道料金がどうなるんだと。統合しないで、大竹市と上下水道局としては独自に経営戦略の業務を発注をされておりまして、それによると、県が試算をした料金体系よりも、同じ令和30年度で比較すると、もっと安く料金を抑えることができると、そういう説明を去年の8月に受けて、その結果として、今年1月25日の生活環境委員協議会の中で、統合には参加をしないんだと、単独でいくんですという報告を受けたわけですけども、たとえ単独でいくとしても、先ほど申しました経営戦略のシミュレーション、料金改定は必ず要るんだと。令和5年度には、まず料金の値上げを一部して、その後、令和30年度までの、5年ごとに料金改定が必要だということ、経営戦略の概要版に基づいて説明をしていただいて、水道料金は受益者といいますか、使う市民が負担しないといけないわけですから、赤字になって、もう事業できません、もう水道止めますと言われたら困るんで、いわゆる独占企業ですから、料金値上げについてもやっていけないようじゃ困るんで、それは認めざるを得ないと。ただ、どの程度上げるのか、どういう理由なのか、その辺を明確にしていただければ、議会だって、いやそんなことは必要ありませんという反論もできるわけないんで、さらに今までだって、過去に、平成に入って料金の改定を、平成3年、平成8年、平成11年、最後平成14年ですけども、既に4回やっているんですけども、その金額も最初、平成3年のときは350円、平成8年が450円、平成11年が540円、平成14年が580円、これは10立方メートル当たりの家事用の料金ですけども、こういう形で料金改定を水道局からの提案によりまして、議会のほうで中身について審議をし、上程された議案を可決をして、値上げが決定されているわけでありまして、今までも議会に諮って当然ですが、料金の改定については、議会のほうは了解をして、値上げが

されておるわけでありまして、今までそういう形で進んできたものが、今回から審議会を設置して、それから市長のほうで答申を受けて、議会のほうに議案として提案されるということになるんでしょうけれども、今までのやり方に1枚、審議会というのが間に入るわけで、その必要性が、何で要るのかなど。さっき話しましたように、値上げをする根拠については十分今までの調査で説明を受けておるわけで、そのことに対して、いやおかしいんじゃないか、ここは、という議会からの質問はないわけであって、十分議会としても議員としても理解を示しているところであるので、あえて審議会を設置しないといけないという理由が、いま一つはっきりわからないというところがあります。というのは、経営戦略で出されておる、5年ごとの改定のシミュレーションですけれども、これの根拠、改定の率にしても、額にしても、1円単位で5年ごとにこれだけ上げないといけませんという格好で数値が細かく出されておるわけですけれども、その根拠になるのは、改定を必要とする、数値を固めるまでの、決算における数値がどのくらい変わるのか、その変わった数値を用いて計算式にはめ込めば、同じような数値が出ると思うんですよ。例えば令和5年に、現行の料金が720円ですね、10立方メートル当たりが。それを令和5年には786円にしないといけないと、これ率でいったら6.6%。令和10年には910円にしないといけない、率にしたら12.4%だと。令和15年には997円、率にしたら8.7%。令和20年は1,074円、率にして7.7%。令和25年で1,120円、率にして4.6%。令和30年で1,127円、率にして7%という格好で、5年ごとに改定率と改定金額がもう出ているんですよ。それが、例えば率が零点何%、正式に決算の資料によって計算し直したら零点何%変わりましたと、金額でいうたら、1円単位のもの10円単位で変わりましたとかそういうことがあるかもしれません。そうであっても大まかに上がるということ、5年ごとに改定が必要だということを皆理解をしていけば、5円、10円変わったからというても全て反対よという判断にはならないだろうと。こうした根拠も計算式もあるのに、それをあえて今年度と来年度の予算で、料金改定に伴う業務委託、両方で、上下水で800万円余り、予算は計上され、通っておりますけれども、その予算を使わないと、この資料ができないのかなど、作れないのかなというのも腑に落ちないところです。そういうところも併せて、審議会を設置をしないといけない理由をもう少し根拠を示していただきたいと思うんですが。

それと、料金の改定に併せて審議会の、他市でどの程度設置をして運用されているのか。大竹市だけ審議会を設置されていないんですということで、どうしても今後は設置をしていきたいんですという理由がもしあるのであれば、そこら辺も紹介してもらいたい。

それと料金改定ですけれども、水道料金ではなくて、市に関わる料金とか使用料、占用料、いろいろ料金が発生するものはあるでしょうけれども、これは全て審議会を通らないと決定できないというものではないと思うんですよ。それで、審議会を設置をして料金を決定している、いわゆる使用料であるとか、そういった類のものがどのくらいあるのか、その辺も教えていただきたいと思います。

今のところ、以上の点をよろしくお願いします。

○北地委員長 答弁お願いいたします。

小田課長。

○小田上下水道局業務課長 まず、県内市の審議会の設置状況からお答えさせていただきます。

要綱による設置の自治体もありますが、審議会がありますのは廿日市市、呉市、福山市、三次市、庄原市、安芸高田市、府中市、竹原市、三原市、尾道市、そして、江田島市。江田島市は、下水道使用料を上げるということで、土曜日の新聞記事に出たと思うんです。あれも審議会をしております。ないのが東広島市、広島市の2市です。ただ、東広島市につきましては、市全体で使用料の審議会を設けているということなので、そこで審議しているということで、実質的にないのが広島市だけということなんです。

次に、必要性、一番ポイントだと思うんですが、実務的には、私ども全国の市町全部、これを参考にしておるんですけど、日本水道協会が作成した水道料金改定業務の手引きにしたがって、審議会を設置しなさいということが書いております。では、なぜそこに書いてあるかという国の動きなんですけど、調べましたら、消費者基本計画というのが平成22年に閣議決定されております。その中で詳しく言いますと、公共料金の決定過程での透明性を確保するため、消費者、水の利用者の参加した審議会を開催するよという流れになって、こういった形になっているものと考えております。上下水道局としては、市民にあくまで負担を求めるもの、先ほど広島市に審議会がないというお答えをしましたが、広島市、前回平成22年に改定しておるんですけど、これマイナス改定です。上げたんじゃなくて、実質下げた。私どもは、透明性、公平性を確保するためというのが一つの理由、また、水道で先ほど賀屋委員のほうから申し上げていただいたように、前回は平成14年ということで、20年以上経過して値上げをするという中で、時代とともに、市民の生活スタイルと仕事のスタイル、直近でいうと、テレワークなど家事用を使って業務をしておるというような実態があるんですけど、使用スタイル、変化する中で料金体系も含めて料金の改定幅、改定の時期の案をつくる過程で、使用者側の声をできるだけ聴くために審議会が必要だと考えております。具体的には基本料金の中で水量、金額に家事用、業務用とかなり差がある。基本料金単価でいうと、倍半分違うんですけど、仕事のスタイル、先ほども申したように、家庭で仕事したりという中で、本当にこれでいいのでしょうかという問いがあるという考えが1点。

2点目としては、20年前と比較して、節水型の給水機器がかなり普及しております。一人暮らしの高齢者の使用水量も、今、大竹市は1月10立方メートル、2月で20立方メートル、これが基本料金です。それ以下の方もおられる中で、基本料金の水量がこのままでいいのか、仮に1月8立方メートル、2月で16立方メートルの基本料金を設定して、結果、現在と料金の変わらない層をつくることも、考えるべきなのかなどです。これは公営企業の公の部分になると思うんですけど、そういった目的。そして、副目的になるんですけど、審議会では当然、最初は経営的などで、なぜ上げるのか、当然人が減って、収入が減っています。ただ、もう一つ、以前から、議会から御指摘があるように、広島西部地域水道用水事業からの受水費の問題もありますので、これ1,000万円単位ですれまますので、そういったものを説明する中で、審議会の委員の方の意見を含めて、県の企業局と交渉するのにも、ぜひこの時期に必要なものとして審議会の議案を提出しました。実際、企業局との

交渉については、昨年度は新型コロナウイルスの関係で全く一回も開催していただけなかったもので、多分早ければ夏頃には開催できるのではないかなと考えております。

繰り返しになりますけど、必要性の理由としては、透明性、公平性のため、市民の負担を求めること、前回料金改定から20年以上経過していることと、県企業局との協議のためにもこの時期に審議会が必要と考えておりました。

以上でございます。

○北地委員長 もう1つございましたか。

どうぞ、富田係長。

○富田企画財政課課長補佐兼企画係長 上下水道料金以外の市の料金、使用料、占用料と、本市において審議する、審議会の設置状況はどうかという質問だったかと思います。

この件につきまして、各課かいのほうに確認をしましたところ、3件ほどございました。1つ目は大竹市廃棄物減量等推進審議会で、こちらは事業系ごみに関わるごみ処理手数料について。それから2つ目は、大竹市高齢者福祉及び介護保険事業推進委員会で、こちらは所得段階別第1号被保険者の介護保険料について。それから3つ目は、大竹市営住宅審議会で、こちらは市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料について、それぞれ審議をしているということになっております。また、こちらは料金等には当てはまらないんですけれども、大竹市中小企業融資審査委員会というのがございまして、こちらは融資限度額や融資利率など審議しております。こちらは参考までにとということで、御紹介をさせていただきます。

以上です。

○北地委員長 ありがとうございます。

賀屋委員。

○賀屋委員 ありがとうございます。まず先ほどの、平成22年に閣議決定をされた消費者基本計画に基づく公共料金の透明性を図るために審議会をつくりなさいという国のほうの方針で、1つは、理由としては、つくるんですよということを聞きましたけれども、また、市には今3件ほど審議会があるという話も伺いました。そのほかは全て、平成22年に閣議決定された消費者基本計画の方針に基づいて、公共料金については、そういった審議会を経過して、料金の改定なりをしているというそういう理解でいいでしょうか。それがまず1点です。

それと、確かに料金体系、料金だけではなく現在の水道の料金体系で、家事用と業務用の料金のいびつさとか不公平感のところはあるかと思えます。その辺の是正も必要だという話でございますけれども、あわせて、例えばプール用の料金であるとか、あるいは今ありませんけれども、銭湯用の料金であるとか、料金体系そのものを決めたのは随分前、昭和40年代、あるいは50年代であったかと思うんですけれども、そのときはいわゆる上水の飲料水が、人口も3万8,000人ぐらい増えていく、そういう状況の中で飲み水が足りない、夏場の渇水期には取水制限もかけないいけないというような状況で、非常に飲料水、上水に対して、貴重な上水をプールとか銭湯であるとかそういうところに、銭湯は特に営業ですから、そこら辺については料金体系も、家事用や、業務用に比べても、かなり高い

もので設定をされておったし、特にプールなんかぜいたく品で、そんなものは必要ないよと、泳ぐんだったら川に泳ぎに行けばよいじゃないかと、海に行けばよいじゃないかというような形で、料金の設定が高いもので認められてきたわけですが、今は水が余って、どうやって水を売ろうかという時代になっているわけなんで、それはむしろプール用の料金であるとか、そういうところをぐんと思いついて引き下げて、体系もやり変えて、とにかく水を使ってもらって、そういうことを考えて、やっぱり水商売ですから、とにかく余らせても水利権が無駄になるだけで、その辺を上手に、水需要を引き起してもらおうような、そういう企業に誘致する意味でも料金の体系を変えていただくためにこの審議会を活用してもらおうというのは、その辺は理解はできます。その辺はまたしっかりやってもらえばいいと思います。

それともう一点、この経営戦略、改めて、概要版ではなく報告書を全部見させてもらったんですけども、経営上の、歳出のほうでさっき触れました広島西部地域水道用水事業の料金体系、これは今契約が5,000立方メートルぐらいですか、1日が。ほんで実際に使っているのが2,000立方メートルぐらいしか使っていないと思うんですが、2,000立方メートルしか使っていないくても、基本水量の5,000立方メートル分を払わないといけないということで、非常にそこが一番高い、無駄な支出になっているんで、時代も今変わってますから、当時の、一番最初に弥栄ダム建設に併せて、県用水を受水をするという契約を、協定を結んだのが、平成5年頃だったと思うんですが、その時代とは全く水需要が違っておりますので、もう少しその辺を実態に合ったような契約にしてもらうためにも審議会からの意見あるいは方針、そういったものをしっかり出してもらって、それを県との協議に使うというか、県のほうにお願いをしていくということのためにもこれが必要なんですということであれば、それはまた、十分にそのことによって全体の料金に反映されて、値上げ幅が今シミュレーションで出ておるものよりも抑えられるということであれば、費用対効果としては、仮に今回約800万円使って改めて委託をしたにしても、それ以上の効果があるということであれば、それは市民にとってメリットの大きいという判断になるかと思えます。そういうことも含めてもう一回、いつまでに、さっきの工程の話では、令和4年9月議会で料金の改定をしたいということですけども、県用水のほうの話はいつまでに、どういう予定としているのでしょうか、その辺について、わかる範囲で。

○北地委員長 小田課長。

○小田上下水道局業務課長 最初は質問をなぞるような形で答弁させていただきますけど、賀屋委員がおっしゃるとおり、プール用とか風呂も、工場用も含めて、平成14年に変えたときは、それはそれで私は間違いではないと思っています。ただ、今考えたときにどうなのかという点で、考える必要があるのではないかと。だからそこで、できるだけ利用者、市民の方の声も聴いて、料金体系を考えて、結果、公平感を保てるようにやっていき、ただ激変するのは難しいところがありますので、少し中間的な案になるかもしれません。

県用水の件でお答えさせていただきます。具体的に申しますと、賀屋委員がおっしゃるとおり、料金体系は2階建てになっております。基本水量、これは使っても使わなくても要る日量5,000立方メートル、これが年間で6,000万円ぐらいです。結局、それを今

5,000立方メートルなんで4,000立方メートルぐらいに落としたり1,000万円単位で落ちることになるので、やっぱりそういう考えをしていかないといけないかな。それが3年周期で県も動いてますので、今の周期が令和2年、令和3年、令和4年ということなので、なぜこのタイミングかというもう1つの理由が、ちょうど先ほど大まかなスケジュールで申し上げたとおり、令和5年の4月から料金改定ということで全く合うので、できたら今年度の後半から来年度の頭にはある程度答えをいただいて、それで圧縮するという、そういうことができたらいいいし、実は今度月曜日に、また直近のそういった会議を新型コロナウイルスの関係で開かないという文書が来たので、電話で打ち合わせを、料金改定も考えておるので対面で、実際集まるのは、県の企業局と広島市と廿日市市と大竹市の4人だけなんで、この人数でもええんでぜひ開催してくださいというのは言ってます。まだ実際減量、量を減らすという話を考えていかないといけないんですというのはいまも伝えておりますので、ただ、難しいところもありますので、過去も、平成25年から平成26年に日量5,950立方メートルから5,000立方メートルに落としておるといふ実績もありますので、引き続き協議していきたいと思っております。

以上です。

○北地委員長 三井課長。

○三井企画財政課長 先ほど御質問がありました、審議会以外で、3件以外で対応しているケースの場合でございますが、これケース・バイ・ケースでございますが、国の法改正に基づくものであるとか、市で定めております公の施設の使用料のあり方、こういったものに基づいて、個別に条例改正等をして対応しているというところでございます。

以上です。

○北地委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 大体わかりました。先ほど県用水の話ですけれども、今からまた厳しい交渉もしていくということでございますけれども、先ほど言いましたように、今は日量でいえば2,000立方メートルぐらいしか使っていないということですので、場合によっては県用水も受水が、契約を切っても自己水を回してまた十分に対応できるんですよ。それは毎年6,000万円、基本水量分だけ払っていくと思えば、何年かたてば、改めて配管の整備費ぐらいは出るでしょうから、その辺を考えると自己水に切り替えて、長い将来を考えたときに、大竹市の人口はどんどん増えるんだとしたら、また、水が不足するような話になるんですが、そういう傾向ではないんで十分自己水で足りるんだらうと。そうなれば全体の負担を、将来的な負担を軽減していくためにも、今の県用水の受水費を下げるという方向でどうしても考えていかざるを得ないんですというような厳しい交渉もお願いをしたいと思っております。それは状況にもよりますけれども、そんな思いもありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で終わります。

○北地委員長 他に。

細川委員。

○細川委員 おはようございます。通告をさせていただいておりますので、それに基づいて、

大まかに2点になります。

まず、条例案第2条、所掌事務についてですが、これ上下水道料金について審議し、市長に答申するという事になっております。これ今、賀屋委員からの質疑の答弁で、県内の審議会の設置状況を御紹介いただきました。これ、一くくりに審議会ということで御紹介いただきましたが、実際は経営に関する審議会と、水道料金に関する審議会と2パターンあったように思います。本市の場合に、上下水道料金に絞っていると、この理由、そこから辺をもう少し説明いただきたいんですが、経営戦略もできまして、中長期的な今後についてを視野に入れた場合には、経営について、5年置きに、料金についても考えていかないといけないということであれば、単発での料金の審議会ではなくて、経営全般に対する審議会を常時持つほうが将来性があるんじゃないかと思いますが、その辺についてのお考えをお聞かせください。

あと、もう1点ですが、審議会の構成についてです。いろいろ書かれていますが、もう少し詳細を教えてくださいなと思います。というのが、ユーザーを入れていくと書いてありますが、大体どのような方を考えているのか。また、男女比についての考え方。

あと、もう1つ、和木町、下水道使用料ですが、こちらは和木町もかなりのヘビーユーザーになっていると思います。料金改定に関しては和木町も無関係ではないと思うんですけど、その辺についての考え方をお願いいたします。

○北地委員長 小田課長。

○小田上下水道局業務課長 まず、和木町の件からお答えさせていただきます。

和木町につきましては、私どもが建設しておる施設とかメンテナンス費用について一定の率を掛けて、その数字についていただいておりますということで和木町は和木町で独自に下水道使用料を設定しております。当然雨水分というか、一般会計が負担する分もありますので、そういう中でいただくので、直接的に和木町の方の料金とは連動しない。和木町は和木町で料金設定をしていただいております。

一番最初の質問にお答えいたします。

所掌事務が、私どもは料金だけという審議会をしております。確かに細川委員がおっしゃるとおり、いろんなパターンがあります。条例で設置しておったり、規則で設置しておったり、名称も検討委員会だったり、先ほど言った要綱で設置しておるところもあるし。内容についても、経営と料金、経営だけとか料金だけとか。まず、常時経営に携わる、将来的に、そういった位置づけ、これは確かにおっしゃるとおりだと思っています。これは課題かなと思っています。

ただ、私どもが昨年12月につくり、1月末に報告しました3つの事業の長期経営計画、経営戦略について。当然つくる前に審議会をつくって、その計画を審議会でもらうというやり方もあったかと思いますが、令和元年度、令和2年度とつくっておりました。それと、経営も含めてやると、施設の整備計画とか、財政の計画とか、なかなか守備範囲が広いということが1点と、ちょうどそのとき水道の広域化の話も並行してありました。県内一水道でやっていくのか、単独でやっていくのか。その当時、そういったことを審議会でも、その状況の中で審議会でもするのは少し難しいなという判断でやめた。今回は料金

だけに絞ってやったほうがいい、ただ、料金といっても、結果的には経営の話をしなないと料金になりませんので、経営も含めた料金ということになるかと思えます。

次に、審議会のメンバーの御質問についてお答えいたします。

一般的な話になりますけど、まずは経営に詳しい大学の先生とか、企業会計に詳しい会計士や税理士などを想定しています。あとは当然、使用者、ユーザーである方、できたら先ほど業務用の話もしましたし、最近特に新型コロナウイルスの関係で厳しいだろうという飲食業の関係の方に入っただけならばと考えております。あと、全体的には女性の方や、年齢も考慮して、できるだけ年齢層も広げて、会社をお願いするようになるかもしれませんが、年齢層も考えながら選定していきたいと考えております。

以上で終わります。

○北地委員長 細川委員。

○細川委員 まず、和木町のことですけれども、直接的には、和木町民の下水道使用料には関係はないかとは思いますが、間接的には、大竹市民の下水道使用料を上げて和木町への負担はそのまま結構ですといった場合には、大竹市民が納得するかなというのを思えます。その辺のバランスを取るために、ユーザーの一人として審議会のメンバーに入っただくとか、また、別の機会を設けて和木町と調整していくとかいうのはやっていただいたほうが、私どもも改定案が出たときに理解がしやすいので、その辺の調整をできたらお願いしたいと思えますが、お考えをお聞かせください。

あと、審議会の審議の中身についてですが、今後の課題とされているといった御答弁をいただきましたので、今後に向けて、常設の経営審議会のようなものについてはぜひ考えていただきたいと思えます。おっしゃるとおり、よその経営審議会は、経営戦略をつくるときに審議会に諮っていたりとかしているようですので、大竹市は遅かったのかなという印象もありましたが、これからでも全然遅くないと思うので、ぜひ御検討をいただければと思えます。

それと、さっき聞き忘れたんですけれども、水道料金ということで生活に非常に密着したことなんで、公募の市民ですよね。他市はそういう公募で何人か入っただけしている例もあるようですけれども、そこら辺についてどのようにお考えでしょうか。

○北地委員長 小田課長。

○小田上下水道局業務課長 まず、1点目の和木町についてお答えします。

今、和木町については、私どもの歳出に一定の率を掛けているという形になって、収入に連動してお願いしているわけじゃないので、直接的に和木町の料金に関係するんじゃないんですけど、当然、和木町と密接に連携をしながらやっておりますので、今でも、ちょうど補正も出ますけど、そういう中で連絡を密にしながらやっていきたいと考えております。

2点目の審議会の常設化というか、経営への関わり方、これは最初にお答えしたとおりの課題だと思っておりますので、できるだけそういう考えを持ちながらやっていきたいと思えます。これはほかの市ではもうやっていますので、常設的に、考えております。

3点目、最後の質問の、公募の委員の方についてですけど、過去に大竹市でも公募の、

そういった審議会の委員を考慮しており、そういった考えもありますが、現時点では、考えていないというのが実態でございます。すみません。

以上です。

○北地委員長 通告を受けた質疑は以上となりますけれども、他に質疑はございませんか。
和田委員。

○和田委員 大した質問じゃないんですが、この第7条、委員に対する報酬を1日につき7,200円とありますよね。これは他の審議会の日当を参考にして予定しておるんですか。

○北地委員長 小田課長。

○小田上下水道局業務課長 まず、この金額については非常勤特別職を参考にしておりますが、非常勤特別職でも勤務のスタイルによって、いろんな例があって、ただ、一般的には7,200円というのが、私どもの非常勤特別職の上限というか設定になっておりますので、その金額を参考に設定させていただきました。あと、ほかとバランスを取って設定させていただきます。

以上です。

○北地委員長 和田委員。

○和田委員 この審議会で、1日7,200円、今までのそういういろんな審議会で、朝10時から始まって、夕方3時、4時までやって、4時間、5時間審議するのが普通なんですか。どうでしょう、それ。

○北地委員長 小田課長。

○小田上下水道局業務課長 私が想定している審議会における、会議は、長くても2時間とか、実質的に2時間半とかを想定してます。今のところそういった長時間の審議会は想定しておりません。ただ、その代わり、回数をやっぱり、そして、資料も早めに出すというのを気をつけながら、効率的にやっていくことを考えております。

以上です。

○北地委員長 和田委員。

○和田委員 いや、私は商売人ですから。日当が、少々値がいいみたいになっている感覚があるんですよね。ただ、それだけなんです。終わります。

○北地委員長 他に質疑はございませんか。

日域副委員長。

○日域委員 2、3、質問させていただきます。適正な水道料金を算出するために、こういう審議会をつくるということでしたよね。国としても、周りの市町から見ても、そういう流れがあるということで、それはそれで、そう言われたらそうかなと思いますし、それで適正な料金というからには、さっきの経営とどう絡むかという話もありましたけど、やっぱりそれこそ適正な水を確保して公平に売る、それを審議会がちゃんと審議する、その3点セットだと思います。それで、さっきの答弁じゃありませんけれども、日本中こういう審議会を持っている自治体が多いんだろうと。だからパソコンで検索すれば、いろんなのが出てくるんですけれども、これは公開ですか、公開とルールの中に書いてあるところもありますし、議事録のこととか、それはどうかなというのが1つあります。

それと、さっきの適正なというか、合理的な水源ですよ。片方に良質で無料なものがあるのに、わざわざよそから水を買ってくると思ったら、何でやとなるじゃないですか。そしたら不当な負担をしいられているということになりますからね。さっきの公平な負担というのであれば、確かに業務用と家事用、私から見るとNTTの電話料金、固定電話の電話料金は今でも多分2本立てになっていると思います。昔の文化とすればあったんだろうと、大竹市の水道とNTTぐらいしか思いつきませんが、そのNTTも今はもう形骸化してます。だからこの水道も変えてもらったらいいいと思います。例えば店舗併用住宅なんてのがあって、ささやかな商売をしていると。主たる目的は住まいであっても、そこに行っている水が実際はどうなっているか、私は水道局の業務したことないからわかりませんが、店舗併用住宅をやっているよねと言ったら料金が変わるんかもしれない。そうなってくると、やっぱり公平感という意味で違うよねってなりますから、それを修正かけるというのはいいことだと思いますが、修正をかけると料金は下がりますよね。じゃあ財源どこから持ってくるというのがあるんですけども、さっき県用水について議会からという話もありましたけれども、私のことかもしれませんが、正直言います、私は水道のことも、もともと単なるユーザーですからほとんど関心なかななかったですけども、県のホームページを見て、前にも言ったことですけども、他県に比べてとあったかどうか忘れましたが、広島県は健全経営です、そして、水源の乏しい自治体に水を供給することを目的としておりますと高らかにうたっているんですけども、大竹市違うやないかと私はすぐ電話しましたが、今回の統合案も改めて見てみると、県の事業が将来赤字に陥って大変なことになるというのが目的ですから、もちろんそれがそうってしまったら水が供給できなくなる、それで私が話した限りでは、三次市なんかは大変なんです。私は三次市のこと詳しくありませんが、三次市なんてあの山の中にありながら水害が発生するぐらい、川たくさんあるんですけども、何で水がないのか私はよくわかりませんが、地区によってはいろんなことがあるでしょうから、県は県でちゃんとやってほしいけれども、審議会とか大竹市とか議決が決めるとはなくて、極端に言えば、大竹市の水道料金を負担している方々が納得いくかということですから、その代わりに審議会であれ、市長であれ、議会であれ、代わりに考えるわけですから、皆さん県用水のこと知らないから収まっているんだと思いますが、平成29年時点の表が県の資料にあるんですけども、大竹市が707円と書いてありましたけれども、一番安いんですけども、1億円を引いたら500円切るんじゃないかと思いますが、だから、赤さびが出ましたと言うたら配管を直すとかいうようなことをやっても、大竹市については今の水道料金で十分ペイするんですよ。

それと県用水の料金体系というのを、私初めて、実は昨日も聞いたんですけども、そもそもがどうやって決まっているのか知らなかったんです。やっぱり基本料金があって、大竹市の市民が買う水道料金の決め方と仕組みは一緒ですか。さっきの基本料金があってその半分と思ったら、私不思議なのは、決算書を見ると毎年少し増えているんですよ。ほんで県と協議をしますといつも答弁ではあるんですけども、使用水量が増えたら増えるかもしれないけど、あれは玖波地区にいてるんですけども、水の使用量が減っ

ているのに、金額僅か、100万円ぐらいの話ですけれども、1%ぐらいですけれども増えているんですよね。すごく私は不信感持っているんですよ。だから適正な水を取水なり、受水なりするのを適正化することと、あとはさっき言いましたユーザーの、負担するほうの公平感、自動販売機置いたら急に水道料金が高くなったっていうことがないようにというのはわかります。今度それを決める人たちが、今までは市の職員とか、要は市長が決めるんですけれども、今度は審議会というメンバーでやるんですからそれを公平にやれというのであれば、議事録とか、公開とか、まあ誰も傍聴に行かないと思いますが、一応傍聴いいですよというのが本当はいいのかなという気がするんですけど、そのあたりいかがでしょうか。

○北地委員長 小田課長。

○小田上下水道局業務課長 何点か質問がありましたが、1点ずつお答えをしたいと思います。

まず、最初と最後にもありましたけど、審議会の公開の話です。当然プロセスを大切にするというので審議会をやるしますので、できるだけ公開ということになるかと思いますが、審議会が決めることなので、例えば議事録も遅く出したらあまり意味がないので、そういったところは外部委託してお金を使わせてもらって、できるだけ早く、スピーディーにホームページにも載せていきたいと、そういうことで意見を求めたいと考えております。

ただ、やはり審議会の方も、意見としてなかなか逆に痛い意見も言わないといけない場合もあるかと思えます。そういうときは多分、公開しないという場面も一部は出るかもしれませんが、基本的には公開のプロセスで、もともと審議会設置の目的はそういう公平性、透明性ということですので、やっていければと思っています。

県用水についてですが、具体的に詳しく説明させていただきます。県用水は基本料金、これは使っても使わなくても変わらない基本水量というのが日量5,000立方メートル、それが単価として、税抜きで32.27円というのがあります。これは年間というとなら6,000万円ぐらいです。それと実際使用した水量、この単価が56.54円、これ2階建てになっています。実際、大体平均すると、2,000立方メートルから2,500立方メートル使っているような感じだと思います。そういう関係で毎年100万円単位で、実際、最近上下して、税抜きで、それは使用水量が増えたり減ったり、やっぱり微妙に、ただ、全体的には毎年1%前後使用水量が減っていくような感じですけど、ただ、税込みで見ると消費税の関係があって、かなり増えておったりという年があるかと思えます。実際そういった形ですので、県用水については、できれば2,500立方メートルが使用水量のマックスですので、基本水量5,000立方メートルからしたら約半分なんで、その辺もう少し考えていくのが一番いいのかな、単価よりいいのかなとは考えております。

以上です。

○北地委員長 日域副委員長。

○日域委員 我々が水道水を買うじゃないですか。あのときの基本料金というのは、基本水量があってそれを超えない限り、多くても少なくとも一緒ですよ。それとは違うという

ことですよ。そもそも、あることをするときに参加をすることにして水を買いますよと、市も将来要るかもしれないから、この事業に賛同してお金払いますよ、負担しますよと、それは当たり前ですよ。それで、次の年にやめたと言ったら、これは信義違反だと思いますけれども、やっぱり事業でお金がかかるわけですから、当然、減価償却というか、起債の償還というか、ああいうのをどれぐらいでどうなるのか知りませんが、平成30年までありましたから大方30年ぐらいたっているのかなと思いますけれども、相当あちらのほうも、お金の面でいえば、当初の資金がかなり償還できているというか、そういう意味でいえば、これからは使用水量でいいじゃないか、単純に、そういう気がするんですけども。やっぱり水というのは、水道って意外に普及率低いんですよ。穴掘ったら水が出てくる町って結構世の中にあって、例えば大きな川がある周りでだとか、それから、多分熊本なんかそうだと思いますけれども、穴を掘ったらきれいな水が出るわけですよ。水道局自体が地下水じゃないかと思いますが、いろんところがあって、それは自然の恵みですから一緒くたにするというのも変な話で、これも県の考えの中にあるんですが、一番最初のときは料金の統一で、目指すと書いてあったんですが、最近それを引っ込めたんですよ。ほんで統合したら経費が減りますというんですけども、さっきの和木町と大竹市の話じゃありませんけれども、コストが下がることはいいことですが、コスト関係なしに、みんな一緒ですから同じ料金下さいと言ったら、大竹市から見たら割の合わない話になりますから、やっぱり水については自治体間の差というのが明確に表れていることが公平なんだと思うんです。だから、それは絶対に譲りたくないと思いますし、そのあたりどんな交渉するのかな、もちろん審議会が、県の事業に参加しようよ、統一がいいと思いますと審議会が言ったら、市長はどうされるんか知りませんが、審議会の自由度ってあるんでしょから。何はともあれ、かなり不平等条約を結んで、不平等条約に、どんどんそういう色合いが強くなってきて、今ではその最たる形になっているんじゃないかという気がするんですけども、そこはさっきの少し減らすとかじゃなくて、違うと思うんですけども。利用者から見たときに、何で大竹市に防鹿水源の水があるのにダムの水を買わないといけんのいうて、例えば呉市なんか大竹市と一緒に、水道イコール海軍ですよ。同じなんですけれども、それぞれが違う、海軍につくってもらったところもあれば、自らつくったところもあるし、さまざまでしょうけれども、やっぱりその町の個性というか、固有のメリットを100%生かした交渉をしてほしいという気がします。その辺を、方針は、市のほうが出して、審議会に諮るということですかね。いや意外と難しいですよ、ああいうところに頼むと、市長の思いとは違う方向にいったら、誰がストップかけるんやというのがありますし、その辺は、いやコントロールには十分自信がありますと思っておられるのか、教えてほしい気がします。

○北地委員長 小田課長。

○小田上下水道局業務課長 日域副委員長がおっしゃるのは、多分県用水のことを中心に話をされておると思いますので、そういった観点でお答えさせていただきます。

審議会を最初に開催するときは、当然、料金の値上げに向けた審議会になりますので、何で料金値上げの必要があるのか、理由です、幅がどんなものなのか、まあそれは経営

戦略で数字の幅は出していますので。理由は、1つはやっぱり人口減による、または節水型の給水装置が普及したというのもあるんですが、使用水量が減っていく。次に、やっぱり大きい金額は県用水の話をせざるを得ないかなと思います、歳出の面で。

ただ、審議会については、その話をして、審議会でそれをゼロにしろとかそういうことではなくて、やっぱりそういったところに問題があるねという、多分意見が出るんだろうなど、そういった住民の声も届けながら、県との交渉をしていきたいと考えておる次第です。

ただ、県については、3年スパンで動いていると申し上げたんですけど、いきなり、令和5年に向けてゼロというのはなかなか戦略的にも難しいのかなとは思っています。ただ、ベクトルはそういうものがあるし、県の企業局が作った大竹市の将来の水量が自己水で満足するという、これは私どもが作ったわけじゃなく、県がつくった資料の中にそうやって明記されてますので、県の企業局と話をするわけですから、そういった向こうがつくった資料も利用しながら話をしていきたいな、そういう絶好の機会かなとは考えております。

お答えになっているかどうかわかりませんが、以上です。

○北地委員長 日域副委員長。

○日域委員 ありがとうございます。最後に、広島市の話をもっと最初されましたよね。審議会がない、平成22年、あのときは値下げだったんですよと言われましたけど、適正な負担ということであれば、値上げも値下げも一緒ですから、例えば、市長が人気取りのために水道料金半分にしますってやったら困るわけですから、だから審議会の意味合いとそれは違いますよというのと言って終わりたいと思います。

以上です。

○北地委員長 どうも、ありがとうございました。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

申し訳ありません。ここで換気のために10分間休憩いたしたいと思います。再開は11時10分よろしくお願ひします。

11時2分 休憩

11時10分 再開

○北地委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、日程第2、議案第44号令和3年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）及び日程第3、議案第45号令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の2件は、関連がございますので一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 それでは、そのように決定させていただき、本2件を一括審査といたします。

本2件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明はない旨をあらかじめ聞いておりますので、本2件に対する質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、一括討論に入ります。

本2件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本2件を一括採決いたします。

日程第2、議案第44号令和3年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）及び日程第3、議案第45号令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の2件を、原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、次の日程に入ります。

説明員の交代ございますか。少し時間をいただきます。

〔説明員交代〕

○北地委員長 それでは、日程第4、議案第42号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明はない旨、あらかじめ聞いております。

それでは本件に対する質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。
続きまして、討論に入ります。
本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。
これより、本件を採決いたします。
本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。
続きまして、日程第5、令和3年請願第1号公立・公的医療機関等の「再検証」要請の白紙撤回、および地域医療構想の見直しに関する請願を議題といたします。
本件は、本年3月定例会からの継続審査となっております。
前回3月の審査の際、執行部からは請願の内容に関する状況、市の考えなどについて、報告・説明等がありました。
今回の審議に当たりまして、考え方や方向性、最新の関連状況などで、執行部から改めて御提供いただける情報などございましたら、御説明いただければと思います。よろしくお願いたします。

豊原部長。

○豊原健康福祉部長兼福祉事務所長 今委員長がおっしゃっていただきました概要につきまして、担当課長のほうから説明をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

○北地委員長 松重課長。

○松重保健医療課長 それでは、公立・公的医療機関等の再検証の状況について御説明いたします。

大竹市、廿日市市の広島西二次保健医療圏で再検証を協議する広島西地域医療構想調整会議は、令和3年2月以降開催されていないため、3月定例会の生活環境委員会で御説明した内容以外に報告できる事項はございません。

なお、国の動きといたしましては、田村厚生労働大臣が今国会の審議の中で、再検証に関する時期は、新型コロナウイルス対応中の自治体、医療機関に配慮し、一定の時間を確保し、お伝えしたいと述べ、早急に回答を求めない姿勢を示しております。

今後一定の期間を置いて、国から再検証の時期や、取り組みの進め方が整理、提示され、それに沿って広島西地域医療構想調整会議で協議を行うこととなると考えております。

以上、現在の状況についての説明を終わります。

○北地委員長 ありがとうございます。

ただいま執行部のほうから説明等ございました、全然動いてないというような報告でございましたけれども。

それでは、委員の皆様におかれまして、本請願の内容を踏まえて執行部に確認したいこ

となどがございましたら、質疑を許可いたします。

特にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 特にはないようなので、これにて執行部への確認等は終わりたいと思います。

それでは続きまして、本件の取り扱い等について、委員の皆様御意見を求めます。

継続審査等の意見もございましたら、ここで述べていただければと思います。

継続審査等の意見が出た場合には、先に継続審査等について採決を行います。

なお、賛成・反対の討論は、継続審査等の意見がなかった場合、または継続審査等が否決された場合に行うこととなりますので、よろしく願いいたします。

改めまして、本件の取り扱い等について、委員の皆様御意見を求めます。

御意見はございませんか。

原田委員。

○原田委員 前回の委員会のほうでは継続のほうに賛成いたしましたが、今回は採択すべきということで意見を述べさせていただきたいと思います。

○北地委員長 継続採択云々はまた、次の時間で求めますので。

○原田委員 では、意見として。

○北地委員長 意見としてお伺いいたします。

○原田委員 というのも、例えば少し違うのかもわかりませんが、このたびの新型コロナウイルスのワクチン接種に関しまして、国のほうが、悪い言い方をすると丸投げしたために、地方が随分と混乱している状況であると思います。国がリーダーシップを発揮してもらうという意味におきましても、地域が抱える現状であるとか、それから医療現場の実情というのを踏まえ、それから判断してもらうという必要性があると思います。

他の市町村であるとか、そういうところの状況を見てとの意見もあるとは思いますが、大竹市は大竹市だと思いますので、大竹市の声であるとか、現場の声とかというものをしっかり届けるべきと私は考えております。

以上です。

○北地委員長 他にございませんか。

藤川委員。

○藤川委員 今、執行部のほうからも説明ありましたが、3月定例会の説明から全く動きも情報もありませんので、このまま継続審査で私はよいと考えます。

○北地委員長 他に御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○北地委員長 意見なしと認めます。

それでは、ただいま皆様からそれぞれ御意見をいただきましたが、その中で閉会中の継続審査の意見がございましたので、まずは、継続審査について起立採決を行います。

本件につきまして、閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○北地委員長 ありがとうございます。起立多数と認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。
以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、生活環境委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。

11時20分 閉会